

福祉ガイド

児童手当申請はお早めに ～所得制限限度額が大幅に引き上げ～

▷しくみ◁

・支給の対象

児童手当等は、義務教育就学前までの児童を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得が一定額以上の場合は支給されません。

・児童手当の額（月額）

- 第1子 5,000円
- 第2子 5,000円
- 第3子 10,000円

・児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

▷特例給付◁

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

▷申請◁

所得制限の引き上げにより、今まで受給していない方も受給できる場合があります。新たに対象となる方は、

5月末日までに「認定請求書」を提出してください。詳しくは保健福祉課福祉係に問い合わせください。

・申請に必要な書類

認定請求書 窓口に用意してあります。

年金加入証明書 申請者がサラリーマンの場合

児童手当用所得証明書 その年の1月1日に光町に住所がなかった人

その他 印鑑と金融機関の口座番号など

▷届出◁

現況届	毎年6月に提出（全ての受給者）
消滅届	・他の市町村へ転出したとき ・年齢要件等により、支給対象となる児童がいなくなったとき ・特別給付の方が退職したとき
額改定届	・年齢要件等により受給対象児童の数が減ったとき
額改定認定請求書	・出生等により支給対象児童が増えたとき

問合せ 保健福祉課福祉係 ☎01211

子育て支援センター

地域全体で子育て支援

「CHILD CARE CENTER HIKARI」では「地域全体で子育てを支援しましょう」という目的で、様々な活動をしています。

- 育児相談
- 一時保育
- 育児教室さくらんぼクラブやサークル活動
- 産後8週までの方へエンゼルボランティア「つくしんぼ」の派遣
- 育児不安を抱えている方、お友達の欲しい方、気分を変えてリフレ

ッシュしたい方など、お気軽にご利用ください。

また、各保育園と連携したサークル活動も行います。

- なかよし広場（2歳児対象）
午前10時～11時15分
実施日 6月2日(土)
場所 白浜保育園
- 実施日** 7月7日(土)
場所 日吉保育園
- なかよし広場（1歳児対象）
午前10時～11時15分



- 実施日** 1月19日(土)
- 場所** 日吉保育園
- 実施日** 2月2日(土)
- 場所** 白浜保育園

※詳しくは☎03099（子育て支援センター）へお問い合わせ下さい。